

令和6年度税制改正要望の税制改正事項への反映状況

No.	協会要望	税制改正事項への反映状況	
1	スマート農業の実装加速化に向けた税制控除制度の創設 (法人税・所得税・登録免許税)	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(仮称)の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の生産方式革新実施計画(仮称)の認定を受けた農業者等(その農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。以下同じ。)又は生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等の同法の生産方式革新事業活動(仮称)の促進に資する措置としてその計画に記載されたもの(以下「促進措置」という。)を行う同法のスマート農業技術活用サービス事業者(仮称)若しくは食品等事業者(仮称)であるものが、同法の施行の日から令和9年3月31日までの間に、次の機械その他の減価償却資産のうち一定の基準に適合するもの(以下「生産方式革新事業活動用資産等」という。)の取得等をして、その法人の生産方式革新事業活動(スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者にあつては、その促進措置)の用に供した場合には、その取得価額に、次の生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じそれぞれ次の償却率を乗じた金額の特別償却ができることとする(所得税についても同様とする。)	○
2	農地中間管理権の取得に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税・都市計画税)	所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く。)に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。	(延長) ○
	(拡充の要望内容) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づく「地域計画の特例」により「自己戻し」をする場合も対象に含めるなど、適用要件を緩和すること。	—	(拡充) ×

No.	協会要望	税制改正事項への反映状況	
3	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の延長（登録免許税）	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。	○
4	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油取得税）	農業又は林業を営む者等が動力耕うん機等の機械の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。	○
5	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の延長（所得税・法人税）	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、基盤確立事業用資産に係る措置につき次の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。	○
6	輸出事業用資産の割増償却の延長（法人税）	輸出事業用資産の割増償却制度について、対象となる輸出事業用資産から次の資産を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。	○
7	生産資材及び流通加工の業界再編を進めるために必要な税制優遇措置の延長（登録免許税）	事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を3年延長する。	○